

平成 24 年 9 月 26 日 判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 早川浩二

平成 22 年(行ウ)第 21 号 公金支出返還請求事件

口頭弁論終結日 平成 24 年 6 月 27 日

判

決

埼玉県比企郡嵐山町平沢 254-64

原 告 渋 谷 登 美 子  
埼玉県比企郡嵐山町千手堂 316-175

原 告 間 野 瑞 惠 子  
埼玉県比企郡嵐山町千手堂 497-4

原 告 彌 永 健 一  
原告ら訴訟代理人弁護士 佐 竹 俊 之  
同 大 田 伸 二  
埼玉県比企郡嵐山町大字杉山 1030 番地 1

被 告 嵐 山 町 長 勝  
岩 泽 岩 泽 長 勝

同訴訟代理人弁護士 関 口 幸 男  
埼玉県比企郡嵐山町吉田 2146-1

被 告補 助 参 加 人 部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部

同 代 表 者 支 部 長 松 本 美 子  
同訴訟代理人弁護士 指 宿 昭 一

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 請求

- 1 被告は、嵐山町土地改良団体連絡協議会に対し、149万円及び内金74万

5000円に対する平成21年6月16日から、内金74万5000円に対する平成22年6月26日から、各支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。

2 被告は、部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部に対し、138万円及び内金69万円に対する平成21年6月6日から、内金69万円に対する平成22年7月27日から、各支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。

3 被告は、嵐山町土地改良団体連絡協議会に対し、平成24年度補助金を交付してはならない。

4 被告は、部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部に対し、平成24年度補助金を交付してはならない。

## 第2 事案の概要

本件は、嵐山町土地改良団体連絡協議会（嵐土連）及び部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部（嵐山支部）に対して嵐山町が補助金（本件各補助金）を交付したことについて、同町の住民である原告らが、本件各補助金の交付は地方自治法（法）2条14項等に反する違法な公金の支出であるなどと主張して、法242条の2第1項4号に基づき、被告に対し、嵐土連に対して平成21年度の補助金74万5000円及びこれに対する平成21年6月16日から支払済みまで民法所定年5分の割合による金員並びに平成22年度の補助金74万5000円及びこれに対する平成22年6月26日から支払済みまで民法所定年5分の割合による金員、嵐山支部に対して平成21年度の補助金69万円及びこれに対する平成21年6月6日から支払済みまで民法所定年5分の割合による金員並びに平成22年度の補助金69万円及びこれに対する平成22年7月27日から支払済みまで民法所定年5分の割合による金員の不当利得返還請求（上記各年5分の割合による金員については、正しくは、民法704条前段の利息支払請求と解される。）をするよう求めるとともに、法242条の2第1項1号に基づき、嵐土連及び嵐山支部に対する平成24年度の補助金交付の差止めを求めている住民訴訟である。

1 爭いのない事実等（証拠により容易に認定できる事実については、かつて内に証拠を示す。）

(1) 当事者等

ア 原告らは、嵐山町の住民である。

イ 被告は、嵐山町の執行機関である。

ウ 嵐土連は、嵐山町内の土地改良団体の代表者で組織され、土地改良団体相互の連携を深め事業の円滑な推進を図るとともに嵐山町農政の振興に寄与することを目的とする団体である。

エ 嵐山支部は、同和問題の早期完全解決のための活動をする団体である。

(2) 嵐山町においては、同町が交付する補助金等に係る事務に關して、嵐山町補助金等の交付手続等に関する規則（昭和52年7月26日規則第4号。以下「本件規則」という。）及び団体に対する補助金等交付要綱（昭和52年7月26日告示第56号。以下「本件要綱」という。）が定められている。本件規則及び本件要綱のうち、本件に關連する定めは別紙のとおりである。（甲19，20）

(3) 嵐土連に対する平成21年度及び平成22年度の補助金交付について

ア 嵐土連は、平成21年5月29日、被告に対し、平成21年度団体補助金74万5000円の交付申請をし、嵐山町は、同年6月15日、平成21年度補助金として同額を支払った。（甲2，7）

イ 嵐土連は、平成22年6月3日、被告に対し、平成22年度団体補助金74万5000円の交付申請をし、嵐山町は、同年6月25日、平成22年度補助金として同額を支払った。（甲3，9）

(4) 嵐山支部に対する平成21年度及び平成22年度の補助金交付について

ア 嵐山支部は、平成21年5月26日、被告に対し平成21年度補助金69万円の交付申請をし、嵐山町は、同年6月5日、平成21年度補助金として同額を支払った。（甲4，27）

イ 嵐山支部は、平成22年6月21日、被告に対し平成22年度補助金69万

円の交付申請をし、嵐山町は、同年7月26日、平成22年度補助金として同額を支払った。（甲5、29）

(5) 原告らは、平成22年5月6日、嵐山町監査委員に対し、被告が嵐土連及び嵐山支部に対し平成21年度の補助金を交付したことは法221条2項に反する違法な公金支出に当たるとして、町庫への返還措置を講じること及び今後の支出の差止め措置を講じることを求める監査請求をした。同監査請求のうち、嵐土連に係る請求については、法199条の2の規定により監査委員2名が除斥となるため監査することができない旨の決定がされた。嵐山支部に係る請求については、理由がないものとして棄却され、かかる監査結果は平成22年7月5日付けで原告らの代表者である原告鶴谷登美子に通知された。（甲1、196の2）

(6) 原告らは、平成22年8月5日、本件訴えを提起した。

## 2 争点

- (1) 本件各補助金の交付は違法な公金の支出に当たるか
  - (2) 不当利得返還請求権の成否
  - (3) 差止めの可否
- 3 争点に関する当事者の主張
- (1) 争点(1)（本件各補助金の交付は違法な公金の支出に当たるか）について  
(原告らの主張)

### ア 嵐土連に対する補助金について

嵐土連の補助金対象事業は、研修、事業促進活動となつており、その流用は厳しく禁止されている。嵐土連の平成21年の支出のうち、補助金対象事業に対する支出は研修費48万9449円及び事業促進費5万1320円であり、補助金のうち残りの20万4231円は他に流用されている。しかるに、嵐山町は提出された補助金実績報告書に対して法221条2項の定める調査を行わず、前年度補助金対象事業の決算額を上回って毎年度同額の補助金を交付しており、この補助金支出は、法232条の2、法2条14項、地方財政法4条1項に反している。長年の補助金

交付の実態と繰越金の実態、調査の不履行を考えると、補助金交付全体が違法にないといわざるを得ない。

嵐土連の代表である安藤欣男は、嵐山町議会議員であり、同時に嵐山町監査委員であり、補助金交付申請に当たって、嵐山町財政状況、他団体とのバランス、団体の経営状況等に配慮して申請すべきところ、予算額全額を交付申請し、次年度に多額の金額を繰り越している。また嵐土連の役員である監事の一人は、嵐山町代表監査委員であり、逼迫した嵐山町財政について認識している。それにもかかわらず、交付された補助金の不用額を毎年度返金せず、繰越金として次年度に持ち越すことの責任は大きい。

嵐土連は、農業生産を行う上で欠かせない用排水施設の整備・管理や農地の整備等を目的として設立された農家組織10団体の連合体であるところ、農業は公益性のある事業である一方、各農家が田畠を活用して生産するために必要な水・農地の基盤整備を行い、生産物を売買して所得を得るものであるため、私益性も強い。しかし、嵐土連の公益性についての被告の判断は、かかる私益性については捨象している。嵐山町は、同町議会議員であり、同町監査委員でもある安藤欣男が代表を務める嵐土連については、農業の公益性のみを判断基準とし、嵐土連への補助金交付の評価や嵐土連を構成する10団体の財務について調査をせず、恣意的な補助金交付を続けている。

#### イ 嵐山支部に対する補助金について

本件要綱によれば、嵐山支部の補助金対象事業は、各種研修会、大会及び集会参加とされているところ、同団体の支出科目のうち、旅費、活動費及び会議参加費が直接的に補助対象科目に該当し、平成21年度補助金の不用額は33万2000円となる。平成21年度の支出科目のうち会議費、需用費及び負担金は、補助金対象事業に該当せず、補助金対象事業に該当する旅費、活動費及び会議参加費についても、算出根拠等が明らかでなく、收支内容が不明である。また、温泉地で開催される上部団体の部落解放同盟埼玉県連合会ないし比企郡市協議会が主催する総会や旗

開きに対して補助金を交付する公益性はない。さらに、嵐山支部が受領した補助金からの支出のうち、会議参加費、活動費、県連郡協連絡費、旅費、土産代、食事代、新聞代及び監査代は、嵐山町の予算区分のうちの2款「総務費」、1項「総務管理費」、11目「人権対策費」の19節「負担金補助及び交付金」の対象に当たるものではなく、これらに係る補助金は予算区分主義に反している。

嵐山支部は、部落解放同盟埼玉県連合会から開催要請、予算確保を求められ、各市町村が予算確保した人権フェスティバル、人権教育研究集会、比企郡市サマーキャンプ等に参加し、その経費は会議参加費や活動費の名目で日当・交通費として支出されており、規約、領収書等も不明で補助金を浪費している。嵐山支部は、ほとんど嵐山町が交付した補助金のみで活動する団体ということができ、補助金交付による負の側面が生じている。部落解放同盟埼玉県連合会が企画する諸事業への参加は、公益的ではあるが、一方、上部団体からの動員もあり、嵐山町からの補助金で参加費・旅費・日当・食糧費・土産代・上部団体との連絡のための電話代・機関紙等の購入費を賄うことは、私益と権益確保のための支出である。嵐山支部は、その存在が歴史的には公益性があるとしても、補助金交付の公益性はない。部落解放同盟埼玉県連合会の諸事業が公益性のあるものであるとしても、私益性の高い参加名目の支出と権益確保の支出に対する補助金の交付に公益性はない。

ウ 嵐土連及び嵐山支部に対する補助金額は、他の団体補助金と比較して不用額が多いにもかかわらず、被告は補助金交付の適否についての調査を行わず不用額の返還も求めておらず、補助金対象事業以外への流用がされている。これは他の団体と比較して著しく公平性を欠く。

また、地方公共団体が支出する地方公共団体職員に係る給与並びに特別職非常勤公務員に係る報酬・報償費・旅費等については、条例を制定して支出しなければならないとされているところ（法203条、法204条、法204条の2）、嵐土連に対する補助金は、人件費半額分として交付されている。嵐山支部に対する補助金も、その一部は、活動費や会議参加費の名目で一人7000円の日当として支出さ

れている。

エ 以上より、本件各補助金は、公益上の必要性がないこと（法232条の2違反）、最小の経費で最大の効果を挙げられるものではないこと（法2条14項違反）、目的達成のための必要最小限度を超えて経費を支出していること（地方財政法4条1項違反）、補助金の使途につき調査を行う権限の行使を怠っていること（法221条2項違反）、補助金の流用を禁じた本件規則10条に違反し、それにもかかわらず被告が返還を命じないことにより同規則15条にも違反していること（法2条16項違反）により、違法である。

（被告の主張）

ア 団体に対する補助金は、公益活動を行う補助対象団体に対して一定額を交付するものであり、個々の支出科目に対して補助するものではなく、補助金の使い方を制限するものではない。本件要綱の別表に記載された事業は、補助金交付対象事業を限定したものではなく、その団体のそれ以外の事業に補助金を支出しないとするものではなく、補助対象団体が行っている主な事業を例示したものである。嵐土連及び嵐山支部は、後に述べるように、公益活動を行う団体である。

イ 嵐土連について

嵐土連は4つの土地改良区と6つの土地改良組合で組織されており、それぞれの土地改良区及び土地改良組合（土地改良区等）では、農業用水設備、排水路、ため池の堤等の維持管理事業及び区域内にある町道の草刈り等の管理事業を行っている。このうち、排水路、ため池の堤及び区域内にある町道は公共施設であり、本来は町が直接その維持管理を行わなければならないものであるが、土地改良区等の組合員が中心となって環境保全活動を行っている。このように、土地改良区等は極めて公益性の高い業務を行っているものである。町は、嵐土連が行っている事業の全体が「事業促進活動」であると認識しており、その活動内容は土地改良区等において農地を所有する組合員の連帶意識の醸成に大きく貢献し、ひいては農地の遊休化や耕作放棄の未然防止にも有効に機能していると認識している。

嵐土連が行っている研修、事業促進活動に必要な支出は補助金額を大幅に上回っている状況であり、他に流用している事実はない。事業内容や自己負担額からしても、補助金額が過大であるとは考えていらない。

こうしたことから、町では嵐土連を土地改良事業に関して町の行政に協力し、これを推進する団体（本件要綱1条1項1号）として、かつ、公益性が強い事業推進活動を行っている団体（同項2号）として、本件要綱に位置付け、補助金を交付しているものであり、何ら違法はない。

#### ウ 嵐山支部について

嵐山町では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「埼玉県人権教育推進指針」、「今後の同和対策の基本方針」に基づき、同和問題を人権行政の重要課題の一つと位置づけ、その解消に取り組んでいる。したがって、同和問題の解消に取り組んでいる嵐山支部に対する補助金は、基本的人権が尊重され明るく住みよい社会の実現のために公益性が高いと判断されたものである。嵐山支部は、同和問題をはじめ、人権問題解決のために様々な活動を行っている。

本件要綱の別表には、「各種研修会、大会及び集会参加」とされているが、原告らが主張するように旅費・活動費・会議参加費だけがこれに該当するということではない。

総会、旗開き等への嵐山支部の参加者数及び参加費については、諸帳簿等で確認しており不明な支出はない。また、上部団体が主催する総会、旗開きは、同和問題をはじめ様々な人権問題解決のための活動について確認し決定する場であって、公益性がないとはいえない。

#### (2) 争点(2)（不当利得返還請求権の成否）について

##### (原告らの主張)

本件各補助金の交付は、長年にわたる補助金額の目的外使用や不適切な使用等、本件規則及び本件要綱違反であり、補助金交付に関する公益性判断の裁量を超えており、法2条、地方財政法の趣旨からも、全体として違法となる。本件各補助金の

交付の根拠となる法律行為は贈与契約であるところ、当該贈与契約は、法及び本件規則に違背し、これを無効としなければ嵐山町行政と嵐土連及び嵐山支部との不健全な関係が継続することとなり、法令の趣旨を没却することが明らかであるから、公序良俗違反の契約として無効である。よって、補助金の交付は法律上の原因を欠くことになるから、嵐山町は、嵐土連及び嵐山支部に対し不当利得返還請求権を有する。

(被告の主張)

原告らの主張は争う。

(3) 争点(3)（差止めの可否）について

(原告らの主張)

嵐土連には27年間、嵐山支部には37年間、毎年繰り返して補助金が交付されている。嵐山町においては毎年、次年度予算計上額を検討するため嵐山町補助金等適正化委員会が開催されているが、補助金交付の是非については検討されていない。したがって、平成24年度分についても予算計上され議決されることは確定的であり、補助金が交付される蓋然性は高いから、これについて差止めを求める。

(被告の主張)

原告らの主張は争う。

### 第3 当裁判所の判断

1 争点(1)（本件各補助金の交付は違法な公金の支出に当たるか）について（総論）

(1) 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる（法232条の2）。公益上必要があるか否かは、当該普通地方公共団体における社会的、経済的、地域的諸事情の下において、補助金交付に係る行政目的に照らした政策的な考慮に基づいて個別具体的に判断すべき性質のものであるから、公益上の必要性が認められるか否かの判断は、第一次的には、補助の要否を決定する普通地方公共団体の長の裁量に委ねられていると解される。そうす

ると、当該補助金交付について公益上必要があるとした長の判断が社会通念上著しく妥当性を欠き、裁量権の範囲を逸脱し又は濫用したといえる事情がない限り、当該補助金の交付は違法とはならないというべきである。

(2) 前記争いのない事実等及び弁論の全趣旨によれば、嵐山町における補助金には、事業費に対する補助と団体に対する補助の2種類があること、団体に対する補助金については、本件要綱を定め、町が自ら事業を行うより効果的かつ効率的に事業が進むと認められることを理由として、町の行政に協力し、これを推進する団体や、町民の福利に密着し、かつ、公共的性格の強い事業を行う団体等に対し、補助金を交付することとしていること（本件要綱1条1項），かかる補助金の交付に関しては、本件規則に定めるものほか、本件要綱に定めるところによるとされることは、（同条2項）、本件要綱別表において補助の対象となる団体が定められており、同要綱は公開されていることが認められる。

このように、補助金の交付について定める要綱があり、これが一般に周知され、当該要綱に基づいた運用がされている場合においては、当該要綱の内容が合理的であり、かつ、当該要綱に従って補助金の交付がされたと認められる限り、原則として、当該補助金の交付は長の裁量権の範囲内であって適法なものであると解すべきである。

(3) 以上を前提として、嵐土連ないし嵐山支部に対する補助金の交付について検討する。

## 2 嵩土連に対する補助金交付の違法性について

(1) 嵩土連は、本件要綱において、補助の対象となる団体として掲げられている（本件要綱2条、同要綱別表番号18）。

そこで、嵩土連を補助対象団体として認定した被告の判断が合理的なものといえるかについて検討するに、弁論の全趣旨によれば、嵩土連を構成する土地改良区等は、農業用水設備、排水路、ため池の堤等の維持管理事業及び区域内にある町道の草刈り等の管理事業を行っているものであるところ、被告は、土地改良区等が行う

上記管理事業のうち、排水路、ため池の堤及び区域内にある町道は公共施設であり、本来は町が直接その維持管理を行わなければならないが、土地改良区等の組合員が中心となつて環境保全活動を行つております。嵐土連が行う活動内容は、土地改良区等において農地を所有する組合員の連帯意識の醸成に大きく貢献し、ひいては農地の遊休化や耕作放棄の未然防止にも有効に機能していることから、嵐土連が公益的事業を行う団体であると認識して、同団体を本件要綱に基づく補助対象団体とすることを決定したものと認められる。

このような事情に照らせば、被告が、嵐土連の行う事業が嵐山町の行政にとって有益であり、公益的なものであると判断して、嵐土連を補助の対象となる団体と認定したことについて、不合理な点があるとはいえず、嵐土連を補助対象団体とすることが長の裁量権の範囲を逸脱し又は濫用したものとは認められない。

(2) そうであるところ、本件要綱の内容として特段不合理な点は認められないことから、次に、嵐土連に対する平成21年度及び平成22年度の補助金の交付が本件要綱に従つたものといえるかにつき検討するに、前記争いのない事実等、証拠

(甲6ないし10、乙1)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 補助金の交付申請に当たっては、当該年度の事業計画書及び予算書を団体補助金交付申請書に添付しなければならず(本件規則4条2項、本件要綱4条1項、2項)、会計年度の終了後には実績報告書を町長に提出しなければならないとされているところ(本件規則12条、本件要綱7条1項)、嵐土連は、平成21年度及び平成22年度の補助金の各交付申請に当たって、当該各年度の事業計画書及び予算書を添付した団体補助金交付申請書を被告に提出し、また、当該各年度の終了後には、当該各年度に係る実績報告書を被告に提出した。

イ 嵐山町においては、補助金等の適正な交付を図るため、嵐山町補助金等適正化委員会が設置され、補助金額については、各団体から事業執行のための希望額を聴取し、補助金等適正化委員会で適正と思われる額を町の予算案に計上して、町議会の審議を経て決定されることとされている。平成21年度の団体補助金について

は、平成21年1月26日の嵐山町補助金等適正化委員会の審議を経て、平成21年度予算に計上され、嵐山町議会は平成21年3月16日、当該予算を原案のとおり可決した。

ウ 嵐土連の平成20年度の収入は、会費約166万円、補助金74万5000円、繰越金約181万円その他の合計422万8557円であり、同年度の支出は、事務所費（会議費及び事務費）約181万円、事業費（事業推進費及び研修費）約49万円の合計230万6406円であり、差引残額192万2151円が翌年度へ繰り越しとされた。そして、嵐土連の平成21年度の収入は、会費約136万円、補助金74万5000円、繰越金約192万円その他の合計403万5885円であり、同年度の支出は、事務所費（会議費及び事務費）約170万円、事業費（事業推進費及び研修費）約54万円の合計224万3069円であり、差引残額179万2816円が翌年度へ繰り越しとされた。

(3) 以上によれば、嵐土連に対する補助金は、本件規則及び本件要綱の定める手続に従って交付されたものであり、その金額についても、嵐山町補助金等適正化委員会の審議を経て、町議会で予算が可決されたものであって、嵐土連の支出に照らしても過大であるとはいえないから、不合理な点はないということができる。

そうすると、嵐土連に対する補助金の交付について、公益上の必要があるとした被告の判断が、裁量権の範囲を逸脱し又は濫用したものとは認められず、法232条の2、法2条14項ないし地方財政法4条1項違反の違法はないというべきである。

(4) これに対し、原告らは、嵐土連の補助金対象事業に係る会計科目は研修費と事業推進費に限られるとして主張し、嵐土連の支出科目のうち事務所費（会議費及び事務費）については補助金の対象とならないと主張するようである。しかし、嵐土連に対する補助金は団体に対する補助であり、本件要綱別表における対象事業は一般的・包括的な記載にとどまるところからすれば、上記対象事業の遂行に関連し、又は資する支出であれば、補助金の目的に沿った使用であるといるべきである。したが

つて、本件要綱別表において嵐土連の事業として掲げられている「研修、事業促進活動」に対応する支出科目が原告らの主張する項目に限られると解することはできず、事務所費についても、嵐土連の行う上記事業にとって必要な支出であるといえます。そして、嵐土連においては少なからぬ繰越金が発生しているものの、平成20年度及び平成21年度の各单年度でみれば、収入（会費及び補助金）と支出（事務所費及び事業費）とがほぼ均衡しているのであって、過大な補助金が支出されることがあるとか、嵐土連の目的を離れて流用されているとはいがたい。そうすると、補助金が他の目的に流用されているとも認められず、本件規則10条及び15条違反を主張する原告らの主張についても、採用することができない。

また、原告らは、嵐土連の代表である安藤欣男が嵐山町議会議員であるため優遇を受けているという趣旨の主張もするが、このような事実を認めるに足りる証拠はない。

さらに、原告らは、法221条2項違反を主張するが、法221条2項は、普通地方公共団体の長が、予算の執行の適正を期するため、補助金の交付を受けた者等に対してその状況を調査し、又は報告を徴することができるとするのみで、長にこれを義務付けるものではなく、かかる調査等を行わないことが補助金交付の違法性を基礎付けるものとはいえないから、上記主張は採用することができない。

(5) 以上より、嵐土連に対する補助金の交付が違法であるとは認められない。

### 3 嵐山支部に対する補助金交付の違法性について

(1) 嵐山支部は、本件要綱において、補助の対象となる団体として掲げられている（本件要綱2条、同要綱別表番号5）。

そこで、嵐山支部を補助対象団体として認定した被告の判断が合理的なものといえるかについて検討するに、弁論の全趣旨によれば、嵐山町においては、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「埼玉県人権教育推進指針」、「今後の同和対策の基本方針」に基づき、同和問題を人権行政の重要な課題の一つとして位置付け、その解消に取り組んでいること、嵐山支部は、同和問題の早期完全解決のため

の活動に取り組んでおり、被告は、かかる嵐山支部の活動について、基本的人権が尊重され明るく住みよい社会を実現するため公益性が高いと判断したことが認められる。

そうであれば、被告が、嵐山支部の行う事業が嵐山町の行政にとって有益であり、公益的なものであると判断して、嵐山支部を補助の対象となる団体と認定したことについて、不合理な点があるとはいはず、嵐山支部を補助対象団体とすることが長の裁量権の範囲を逸脱し又は濫用したものとは認められない。

(2) そうであるところ、本件要綱の内容として特段不合理な点は認められないことから、次に、嵐山支部に対する平成21年度及び平成22年度の補助金の交付が本件要綱に従つたものといえるかにつき検討するに、前記争いのない事実等、証拠(甲1, 27ないし29, 乙3の各枝番)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

イ 嵐山支部は、平成21年度及び平成22年度の補助金の各交付申請に当たつて、当該各年度の事業計画書及び予算書を添付した団体補助金交付申請書を被告に提出し、また、当該各年度の終了後には、当該各年度に係る実績報告書を被告に提出した。

ウ 平成21年度の団体補助金については、平成21年1月26日の嵐山町補助金等適正化委員会の審議を経て、平成21年度予算に計上され、嵐山町議会は平成21年3月16日、当該予算を原案のとおり可決した。

エ 嵐山支部の平成21年度の収入は、会費3万5000円、補助金69万円、繰越金約6000円その他の合計73万1364円であり、同年度の支出は、会議費約7000円、事務費(旅費、需用費、役務費及び負担金)約42万4000円、事業費(活動費及び会議参加費)29万2000円の合計72万3052円であり、差引残額8312円が翌年度へ繰り越しされた。

(3) 以上によれば、嵐山支部に対する補助金は、本件規則及び本件要綱の定める手続に従つて交付されたものであり、その金額についても、嵐山町補助金等適正化

委員会の審議を経て、町議会で予算が可決されたものであって、嵐山支部の支出に

照らしても過大であるとはいえないから、不合理な点はないということができる。

そうすると、嵐山支部に対する補助金の交付について、公益上の必要があるとした被告の判断が、裁量権の範囲を逸脱し又は濫用したものとは認められず、法232条の2、法2条14項ないし地方財政法4条1項違反の違法はないというべきである。

(4) これに対し、原告らは、嵐山支部の補助金対象事業に係る支出科目が事務費のうちの旅費並びに事業費のうちの活動費及び会議参加費に限られるなどとして、  
るる主張する(予算区分主義違反の主張も、結局のところ、これと同趣旨に帰する  
ものと解される。)。しかし、前記2(4)で述べたのと同様、本件要綱別表における  
対象事業の遂行に関連し、又は資する支出であれば、嵐山支部に対する補助金の目  
的に沿った使用であるというべきである。したがって、本件要綱別表において嵐山  
支部の事業として掲げられている「各種研修会、大会及び集会参加」に対応する支  
出科目が原告らの主張する項目に限られると解することはできず、嵐山支部の行つ  
た各支出は上記事業に関連し、又は資する支出であるといえ、補助金が他の目的に  
流用されているとも認め難い。また、原告らは、個々の支出内容及びその額を具体  
的に検討してその問題性を主張するが、既に述べたとおり、嵐山支部に対する補助  
金は個別特定の事業ではなく団体を対象とし、その具体的使途について団体の裁量  
が認められること、各支出が嵐山支部の事業目的と全く関係のないものとはいな  
いことに鑑みれば、嵐山支部による補助金の具体的使途について当不當が問題とな  
ることがあるとしても、補助金の支出 자체を違法とするものではないというべきで  
ある。したがって、予算区分主義違反をいう点を含め、原告らの主張は採用するこ  
とができない。

4 以上より、嵐土連及び嵐山支部に対する本件各補助金の交付にはいずれも公  
益上の必要性が認められ、違法な公金の支出には当たらぬ。

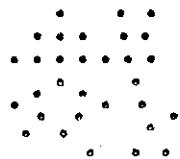
以上によれば、本件各補助金の交付は違法な公金の支出には当たらないから、その余の争点につき判断するまでもなく、原告らの請求はいずれも理由がないこととなる。よって、これらをいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

さいたま地方裁判所第4民事部

裁判長裁判官 原 啓一郎

裁判官 古 河 謙一

裁判官 高 部 祐 未



(別紙)

第1 本件規則の定め

第4条 補助金等の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を町長に対し、その定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所
  - (2) 補助事業等の目的及び内容
  - (3) 補助事業等の経費の配分、経費の使用方法、補助事業等の完了予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画
  - (4) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出基礎
  - (5) その他町長が定める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。
- (1) 申請者の営む主な事業
  - (2) 申請者の資産及び負債に関する事項
  - (3) 補助事業等の経費のうち補助金等によってまかなわれる部分以外の負担者、負担額及び負担方法
  - (4) 補助事業等の効果
  - (5) その他町長が定める事項
- 3 第1項の申請書若しくは前項の書類に記載すべき事項の一部又は同項の規定による添付書類は、町長の定めるところにより省略することができる。
- 第10条 補助事業者等は、補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならず、いやしくも補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあっては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反して、その交付を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

第12条 指定事業者等は、指定事業等が完了したとき（指定事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は町長が定めるところにより、指定事業等の成果を記載した報告書を町長に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了した場合も同様とする。

第15条 町長は、補助金の交付を受けた事業者等が次の各号の一に該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を命令することができる。

- (1) この規則に違反したとき。
- (2) 申請書に記載した事業を行わなかつたとき。
- (3) 事業の施行方法で不適当と認められるとき。
- (4) 補助金等交付の決定の内容又はこれに付けた条件に違反したとき。
- (5) 不正の事実があると認めたとき。
- (6) 支出額が予算額に比べ著しく少なかつたとき。

## 第2 本件要綱の定め

第1条 町は各種団体の育成をはかるため、次のような団体に対して毎年度予算の範囲内において、補助金を交付する。

- (1) 町の行政に協力し、これを推進する団体
  - (2) 町民の福利に密着し、かつ、公益的性質の強い事業を行う団体
  - (3) 町の産業及び教育、文化並びに体育の振興のため特に必要な研修又は事業を行う団体
  - (4) その他特に町長が認めた団体
- 2 前項の補助金等の交付に関しては、嵐山町補助金等の交付手続等に関する規則（昭和52年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるものほか、この要綱に定めるところによる。
- 第2条 補助の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）及び事業は、別表のとおりとする。

2 拠助額については、別に町長が定める。

第3条 規則第4条第1項の様式は、様式第1号のとおりとし、その提出部数は正副2部とする。

2 規則第4条第1項の提出期限は、補助対象団体の会計年度開始日後60日以内とする。

第4条 規則第4条第2項第5号に規定する町長の定める事項は、補助対象団体の当該年度の事業計画書及び予算書とする。

2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

第7条 規則第12条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、その提出部数は正副2部とする。

2 規則第12条の報告書の提出期限は、補助対象団体の会計年度終了後60日以内とする。

別表（第2条関係）

| 番号 | 団体名              | 事業             |
|----|------------------|----------------|
| 5  | 部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部 | 各種研修会、大会及び集会参加 |
| 18 | 土地改良団体連絡協議会      | 研修、事業促進活動      |

これは正本である。

平成 24 年 9 月 26 日

さいたま地方裁判所第4民事部

裁判所書記官

早川 浩一

